

議案第103号

令和3年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費			千円 61,000
	1 港湾整備事業費		61,000
		整備事業	
計			61,000